請願文書表

【平成26年12月定例会議】

受 理 年月日	受 理 番 号	紹介議員	提出者	付託委員会
平成26年11月26日	請願 第7号	前川英貴 天羽 篇 片田真弓	徳島市両国本町1丁目36-1 ゑびすやビル2F 「戦争をさせない1000人委員会」徳島 代表 大西 聡	総務

(件名・要旨)

「『集団的自衛権行使容認』の閣議決定の撤回を求める」件について

【請願趣旨】

安倍晋三首相は平成26年7月1日、首相の私的諮問機関である「安全保障の法 的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)の報告を踏まえ、集団的自衛権の 行使を「限定的」に可能とする憲法解釈変更の閣議決定を行った。

しかしながら、歴代政権はこれまで一貫して、「憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、武力行使を行うことが許されるのは、我が国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られる。したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とする集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」としてきた。この解釈が、日本国民のみならず、諸外国との外交関係においても定着し、日本が戦後戦争に巻き込まれない歯どめとなってきた。

このたび安倍内閣が、閣議決定のみの手続で国の最高法規である憲法解釈の変更を行い、集団的自衛権の行使を容認したことは、憲法第99条の憲法尊重擁護義務に反することはもとより、厳格な憲法改正手続を定めた憲法第96条に反するものである。このような国のあり方を左右する重大な問題について、憲法改正手続を経ることなく、また、十分な国民的議論も深められていない中、時の一内閣の閣議決定のみによって憲法解釈変更による集団的自衛権の行使を容認することは、憲法上到底許されるものではない。このような行為は、憲法で国家権力を拘束するという立憲主義を否定するものであるとともに、国民主権主義をないがしろにするものであり、ゆゆしき事態と言える。

このような状況を踏まえ、貴議会におかれては、地方自治法第99条の規定により、「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求める意見書を決議していただ くよう要望する。

【請願事項】

「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求める意見書を国へ提出すること。